

議案第75号

権利の放棄（病院事業診療費）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 権利放棄の内容

令和3年11月8日及び同月9日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

病院事業診療費 29,398円

3 相手方

債務者 倉吉市 個人

4 理由

債務者が死亡したが、相続人は全員死亡しており、債権額を賄うに足る財産も見当たりらず当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。